

公共施設使用料等の検証について

現行の使用料・手数料については、地方自治法第225条及び第227条の規定に基づき、それぞれの条例で額を定め、利用者から使用料・手数料を徴収しています。

しかし、これらの料金については、合併以前の料金をそのまま引継いだものや、近隣自治体等の水準との比較により定められたものが多く、統一的な基準がないまま合併以降、現在まで見直しが行われていませんでした。

このような状況から、「燕市行政改革大綱」において、「適正な受益者負担の検証」の必要性を盛り込み、行政サービスに対する「公平性・公正性」を確保するため、使用料・手数料等の見直しに向けて検討します。

地方自治法抜粋

(使用料)

第二百二十五条

普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規程による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第二百三十八条の四第七項

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

(手数料)

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

1 使用料について

(1) 使用料とは

使用料とは、地方公共団体の行政財産※1の使用又は公の施設※2の利用の対価として、その使用者又は利用者から徴収する金銭のことです。(地方自治法第225条)

※1 国・地方公共団体により直接に行政の目的を遂行するために供される公有財産。

※2 住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために地方公共団体が設ける施設。

(2) 燕市の「公の施設」

燕市内に設置されている「公の施設」は次のとおりです。

施設区分	施設数	備考
公民館施設	16	公民館、勤労青少年ホーム 等
体育施設	28	体育館、屋外運動場、プール 等
産業観光施設	6	磨き屋一番館、ふれあい交流センター 等
文化施設	4	文化会館、産業史料館 等
生活処理施設	6	せん定枝リサイクル施設、浄水場 等
農業施設	3	農村環境改善センター、市民農園 等
福祉施設	13	福祉会館、老人センター 等
駐車場等施設	15	駐車場、駐輪場 等
教育関係施設	64	小学校、中学校、保育園 等
公園施設	128	都市公園、児童遊園
公営住宅等施設	21	市営住宅、教職員住宅 等
合計	304	

《資料 1：使用料及び手数料等一覧（平成 26 年度予算）》

(3) 見直しに向けた基本的な考え方

使用料は、施設を利用する対価として徴収されるべきものであり、**施設の維持管理・運営に要する経費**の負担は、利用する方と利用しない方の均衡を考慮し「受益者負担の原則」に基づいて設定する必要があります。

現在、多くの施設は、使用料のみで管理・運営することができず、不足する経費については、公費（税金）を充当しているため、利用しない方も間接的に経費を負担していることとなります。

そこで、使用料の設定には、行政サービスとしての必要性を考慮しつつ、**利用する方としない方との負担の公平性・公正性を確保する一定の基準**が必要となっています。

これらの基本的な考え方をふまえ、使用料は一般的に次の基本式により算定されています。

【使用料の算定方法】

使用料

=

原価

×

性質別負担割合

※ (4) 参照

※ (5) 参照

(4) 施設の維持管理・運営に要する経費（原価）の算定

行政サービスに対する適正な負担を求めるためには、施設の維持管理費にどれだけの経費がかかっているのかを明らかにしなければなりません。

行政サービスの原価構成は次の「原価に算入する経費」のとおりであり、この経費の算入が一般的です。

算入する経費は、施設の維持管理に直接関わる経費を計上し、土地代や建物等の減価償却費については、原価に算入しないことが多く用いられている考え方です。

しかし、民間においても同様のサービスを提供している市場性の高い施設（駐車場施設等）では、土地代などの経費も使用料に含める考えもあることから、施設の性質を考慮したうえで個々に検討することが必要になります。

【原価に算入する経費】

項目		内容		算入
施設の維持管理費	人件費	直接的人件費	施設の受付、維持管理又は行政サービスの提供に従事する職員に要する経費	対象
		間接的人件費	施設職員のうち、直接施設の維持管理業務に関わらない事務に従事する職員に要する経費	対象外
	物件費	光熱水費、設備の点検や修繕費、消耗品費、通信運搬費 等		対象

※物件費は、大規模修繕費・高額備品購入費・災害等の臨時的経費を除きます。

※指定管理者制度を導入している施設における経費

指定管理者へ支払う指定管理料は、指定管理者制度へ移行する年度（指定管理料積算年）を基準として、当該施設に勤務していた市職員数をもとに指定管理料を算出しています。ここで算出された人件費は全て施設を維持管理するために必要な直接的な人件費として考えられ、たとえ指定管理移行後に指定管理者が正職員と臨時職員の比率・人数を変更したとしても、施設の実情に即した変更や、経費節減のための企業努力であると考えられることから、職員配置の内容に関わらず、指定管理料に含まれる人件費は全て直接的な人件費であると考えられます。

(5) 負担の公平性・公正性を確保する一定の基準（性質別負担割合）

公の施設は、それぞれ性質により、市民生活に不可欠なもので行政が提供する必要がある施設から、市場原理により民間によるサービスが提供されにくい施設、また、民間においても同様のサービスを提供している施設まで、幅広く存在しています。

このため、公の施設に関する使用料の基準を設定する際、全ての施設におい

て、一律に受益者負担の原則を適用することは難しいことから、各施設におけるサービスの内容を性質別に分類し、その分類ごとに「公費負担」と「受益者負担」の割合を設定することが一般的な手法となっています。

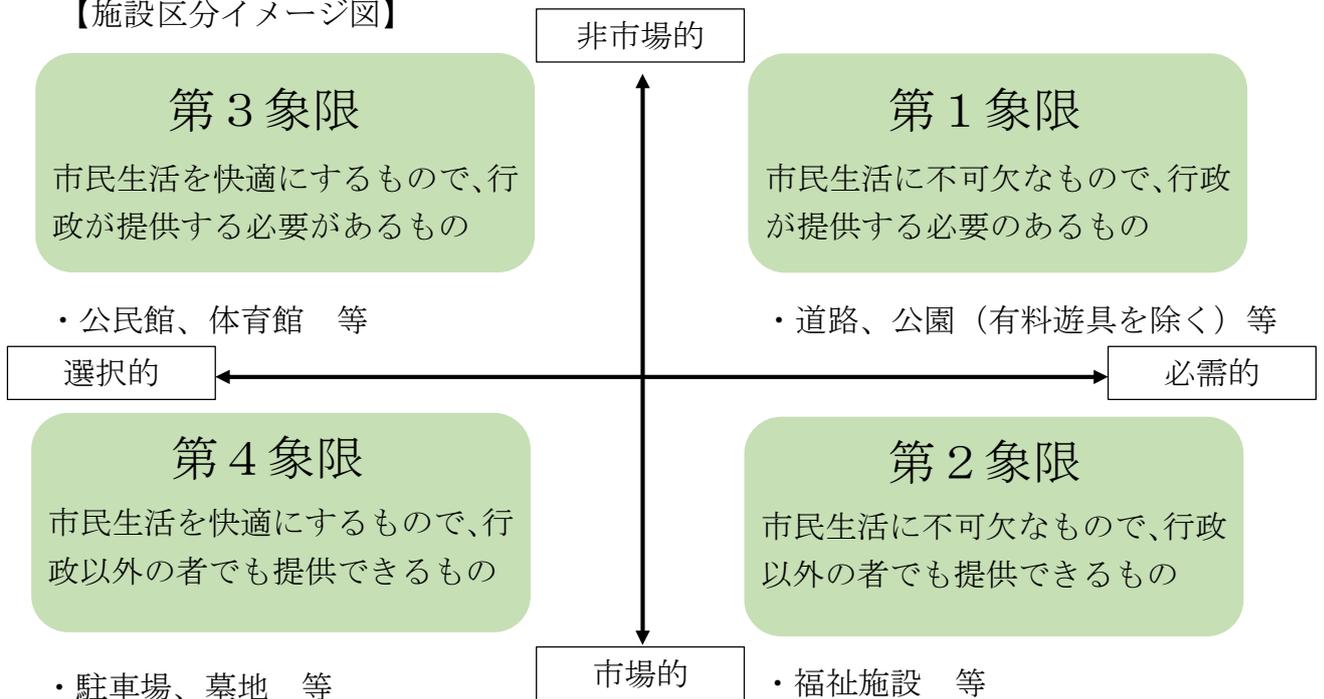
【性質的分类（4分類）】

各施設を「必需的か選択的か」「市場的か非市場的か」の2つの要素により4つの性質に区分します。

必需的 ←————→ 選択的	
市民生活において必要な水準確保や社会的弱者の擁護、教育補完など公共性の高い施設	民間企業において同様のサービスを提供している施設

市場的 ←————→ 非市場的	
相当の収益が見込め、施設の使用料をもって管理運営費を賄うことができる施設	収益性が全くないか極めて低く民間企業においてサービス提供が困難な施設

【施設区分イメージ図】



(6) 減免対象範囲の標準化及び適正化

現状市の公民館施設や体育施設では、高齢者や障がい者等への配慮、また、各種市民団体の活動を支援・推進する観点から、施設ごとの基準により使用料の減額または免除を幅広く認めてきました。

しかし、「受益と負担の公平性」を保つためには、施設ごとの基準ではなく、統一的な基準を持つことが必要となってきます。

そこで、受益者負担の明確化、利用者間の公平性の観点から、減免制度を見直しを検討する必要があります。

- ①減免対象、利用団体の整理
- ②減免率の設定

2 手数料について

(1) 手数料とは

手数料とは、特定の者のために行う役務の提供に対して、その事務に要する費用又は対価として徴収する金銭のことです。(地方自治法第227条)

(2) 見直しに向けた基本的な考え方

手数料は、特定の者の利益のために発生した事務に係わる経費であることから、費用については受益者の負担割合が高くなる傾向にあります。

①手数料の算定方法

$$\boxed{\text{手数料}} = \frac{\text{人件費（分単価）} \times \text{処理時間} + \text{物件費}}{\text{年間処理件数}}$$

※事務処理に要する人件費は、使用料と同じです。

※物件費は、証明書等の用紙作成及び記載に係わる経費及びその他の経常的経費

②手数料の減額・免除制度

基準の統一を図るために、減額・免除する範囲はできるだけ限定して検討したいと考えています。

使用料及び手数料等一覧（平成26年度予算）

資料3-1

No	区分	細節名称	担当課
1	使用料	庁舎会議室等使用料	用地管財課
2	使用料	庁舎目的外使用料（用地管財課）	用地管財課
3	使用料	電柱等目的外使用料	用地管財課
4	使用料	旧庁舎目的外使用料	企画財政課
5	使用料	庁舎目的外使用料（市民課）	市民課
6	使用料	駐車場使用料	生活環境課
7	使用料	自転車駐車場使用料	生活環境課
8	使用料	庁舎目的外使用料（生活環境課）	生活環境課
9	使用料	駐車場目的外使用料	生活環境課
10	使用料	燕霊園等使用料	生活環境課
11	使用料	温泉保養センター目的外使用料	生活環境課
12	使用料	福社会館使用料	社会福祉課
13	使用料	社会福祉施設目的外使用料	社会福祉課
14	使用料	老人福祉施設目的外使用料	長寿福祉課
15	使用料	勤労者総合福祉センター使用料	商工振興課
16	使用料	勤労者総合福祉センター目的外使用料	商工振興課
17	使用料	露店市場使用料	商工振興課
18	使用料	産業史料館入館料	商工振興課
19	使用料	産業会館使用料	商工振興課
20	使用料	祭礼臨時出店料	商工振興課
21	使用料	ビジターサービスセンター使用料	商工振興課
22	使用料	磨き屋一番館使用料	商工振興課
23	使用料	イベント出店料	商工振興課
24	使用料	産業会館目的外使用料	商工振興課
25	使用料	観光施設目的外使用料	商工振興課
26	使用料	産業史料館目的外使用料	商工振興課
27	使用料	市民農園使用料	農政課
28	使用料	島上農村環境改善センター使用料	農政課
29	使用料	農業施設目的外使用料	農政課
30	使用料	都市公園使用料	都市計画課
31	使用料	公園目的外使用料	都市計画課
32	使用料	道路占用料	土木課
33	使用料	公共物占用料	土木課
34	使用料	市営住宅使用料	営繕建築課
35	使用料	市営住宅駐車場使用料	営繕建築課
36	使用料	市有住宅使用料	営繕建築課
37	使用料	小学校目的外使用料	学校教育課
38	使用料	中学校目的外使用料	学校教育課
39	使用料	給食施設目的外使用料	学校教育課
40	使用料	保育園園舎使用料	子育て支援課

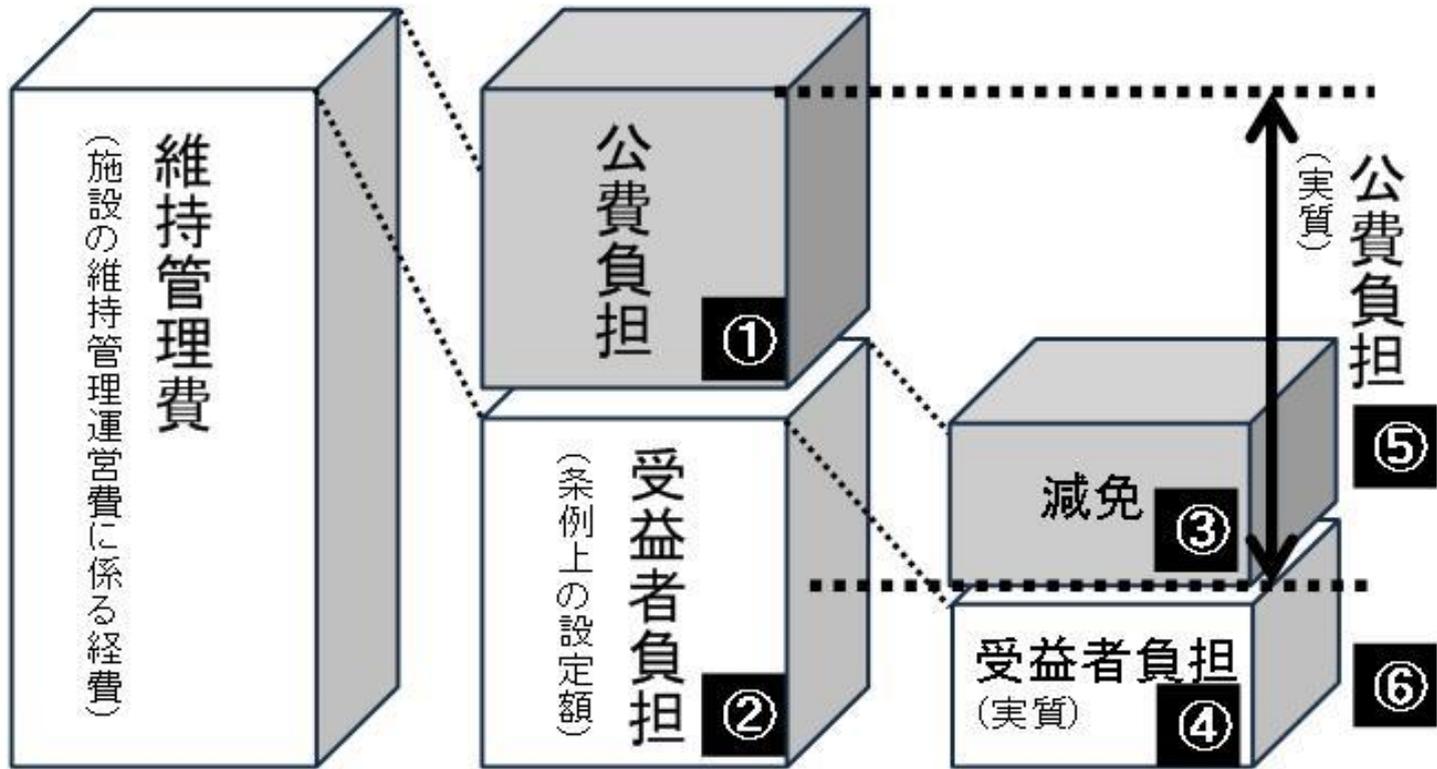
No	区分	細節名称	担当課
41	使用料	幼稚園保育料	子育て支援課
42	使用料	文化会館使用料	社会教育課
43	使用料	中央公民館使用料	社会教育課
44	使用料	吉田地区公民館使用料	社会教育課
45	使用料	分水地区公民館使用料	社会教育課
46	使用料	中央公民館分館使用料	社会教育課
47	使用料	吉田地区公民館分館使用料	社会教育課
48	使用料	吉田ふれあいセンター使用料	社会教育課
49	使用料	図書館使用料	社会教育課
50	使用料	分水良寛史料館入館料	社会教育課
51	使用料	長善館史料館入館料	社会教育課
52	使用料	公民館目的外使用料	社会教育課
53	使用料	吉田ふれあいセンター目的外使用料	社会教育課
54	使用料	図書館目的外使用料	社会教育課
55	使用料	長善館史料館目的外使用料	社会教育課
56	使用料	ナイター施設使用料	社会教育課
57	使用料	吉田地区体育施設使用料	社会教育課
58	使用料	体育施設目的外使用料	社会教育課
59	手数料	認可地縁団体証明手数料	総務課
60	手数料	戸籍手数料	市民課
61	手数料	住民基本台帳手数料	市民課
62	手数料	印鑑証明及び印鑑登録証交付手数料	市民課
63	手数料	自動車臨時運行許可手数料	市民課
64	手数料	各種証明手数料	市民課
65	手数料	公簿閲覧手数料	税務課
66	手数料	各種証明手数料	税務課
67	手数料	督促手数料	収納課
68	手数料	畜犬登録等事務手数料	生活環境課
69	手数料	鳥獣飼育許可証交付手数料	生活環境課
70	手数料	燕霊園等管理手数料	生活環境課
71	手数料	一般廃棄物処理業許可証交付手数料	生活環境課
72	手数料	し尿汲取り手数料	生活環境課
73	手数料	生活支援短期入所手数料	長寿福祉課
74	手数料	寝具乾燥手数料	長寿福祉課
75	手数料	露店市場出店許可手数料	商工振興課
76	手数料	各種証明手数料（農政課）	農政課
77	手数料	開発行為許可申請手数料	都市計画課
78	手数料	優良宅地造成認定申請手数料	都市計画課
79	手数料	都市計画法施行規則第60条証明申請手数料	都市計画課
80	手数料	開発登録簿写し交付申請手数料	都市計画課
81	手数料	用途地域証明申請手数料	都市計画課
82	手数料	都市計画法による諸証明申請手数料	都市計画課
83	手数料	公営住宅家賃等督促手数料	営繕建築課

No	区分	細節名称	担当課
84	手数料	各種証明手数料（農業委員会）	農業委員会事務局
85	負担金	老人ホーム入所者負担金	長寿福祉課
86	負担金	生活支援ハウス入所者負担金	長寿福祉課
87	負担金	日本スポーツ振興センター保護者負担金	学校教育課
88	負担金	日本スポーツ振興センター保護者負担金	学校教育課
89	負担金	公立保育園保育実施負担金	子育て支援課
90	負担金	私立保育園保育実施負担金	子育て支援課
91	負担金	市外入所者負担金	子育て支援課
92	負担金	児童クラブ実施負担金	子育て支援課
93	負担金	日本スポーツ振興センター保護者負担金	子育て支援課
94	負担金	日本スポーツ振興センター保護者負担金	子育て支援課
95	諸収入	空き家緊急修繕等管理義務者負担金	防災課
96	諸収入	広報購読料	地域振興課
97	諸収入	広告掲載料（地域振興課）	地域振興課
98	諸収入	広告掲載料（市民課）	市民課
99	諸収入	嘱託徴収業務負担金	収納課
100	諸収入	広告掲載料（生活環境課）	生活環境課
101	諸収入	地域活動支援センター負担金	社会福祉課
102	諸収入	老人デイサービス事業利用者負担金	長寿福祉課
103	諸収入	配食サービス事業利用者負担金	長寿福祉課
104	諸収入	老人徘徊探知システム利用者負担金	長寿福祉課
105	諸収入	軽度生活援助事業利用者負担金	長寿福祉課
106	諸収入	緊急通報システム利用者負担金	長寿福祉課
107	諸収入	健康診査費徴収金	健康づくり課
108	諸収入	保健センター事業参加費	健康づくり課
109	諸収入	生活習慣病改善指導実費徴収金	健康づくり課
110	諸収入	看護学生実習費	健康づくり課
111	諸収入	特定保健指導受託費	健康づくり課
112	諸収入	被用者保険等特定健診業務委託料	健康づくり課
113	諸収入	未熟児養育医療患者一部負担金	保険年金課
114	諸収入	産業会館負担金	商工振興課
115	諸収入	勤労者総合福祉センター負担金	商工振興課
116	諸収入	ものづくり品質管理制度企業負担金	商工振興課
117	諸収入	河川占用料	農政課
118	諸収入	燕三条駅前広場JR等負担金	都市計画課
119	諸収入	交通公園負担金	都市計画課
120	諸収入	公営住宅修繕料入居者負担金	営繕建築課
121	諸収入	長善館学習塾宿泊体験参加費	学校教育課
122	諸収入	保育園職員給食費等徴収金	子育て支援課
123	諸収入	一時保育実施負担金	子育て支援課
124	諸収入	児童クラブ間食費負担金	子育て支援課
125	諸収入	交流保育実施負担金	子育て支援課
126	諸収入	文化会館自主事業入場料	社会教育課

No	区分	細節名称	担当課
127	諸収入	燕市美術展覧会作品出品料	社会教育課
128	諸収入	市民教養講座等徴収金	社会教育課
129	諸収入	健康教室徴収金	社会教育課
130	分担金及び負担金 (公共下水道事業特別会計)	公共事業下水道負担金	下水道課
131	使用料及び手数料 (公共下水道事業特別会計)	下水道使用料	下水道課
132	給水収益 (水道事業会計)	水道料金	事業課
133	利用料金	温泉保養センター利用料	各指定管理者
134	利用料金	ゴーカート利用料(吉田ふれあい広場)	各指定管理者
135	利用料金	せん定枝リサイクル施設利用料	各指定管理者
136	利用料金	燕市障がい者地域生活支援センター利用料	各指定管理者
137	利用料金	燕市吉田老人センター利用料	各指定管理者
138	利用料金	分水デイサービスセンター利用料	各指定管理者
139	利用料金	燕市分水老人福祉センター利用料	各指定管理者
140	利用料金	燕市分水保健センター利用料	各指定管理者
141	利用料金	燕市ふれあい交流センター利用料	各指定管理者
142	利用料金	体育施設利用料	各指定管理者

維持管理費等の各種負担割合

資料3-2



区分 (施設数)	① 維持管理費 に対する 公費負担 (①/維持管 理費)	②維持管理費に対する 受益者負担割合 (②/維持管理費)		維持管理費に対する 実質受益者負担割合		
		③ 減免割合	④ 実質受益 者負担割 合	⑤ 実質公費負担割合 (税負担割合) (1-④/原価)	⑥ 実質使用料割合 (④/原価)	
公民館施設(14)	71.7%	28.3%	95.4%	4.6%	98.7%	1.3%
体育施設(25)	66.8%	33.2%	36.6%	63.4%	79.0%	21.0%
産業観光施設(5)	65.0%	35.0%	67.6%	32.4%	88.6%	11.4%
文化施設(4)	79.0%	21.0%	56.7%	43.3%	90.9%	9.1%
生活処理施設(1)	94.2%	5.8%	0.0%	100.0%	94.2%	5.8%
農業施設(2)	-4.8%	104.8%	45.3%	54.7%	42.6%	57.4%
福祉施設(5)	69.9%	30.1%	3.8%	96.2%	71.1%	28.9%
全体(56)	69.2%	30.8%	51.2%	48.8%	85.0%	15.0%

対象施設一覧（全56施設）

資料3-3

公民館施設（14）		施設所管課
1	燕市粟生津公民館・燕市粟生津体育センター	社会教育課
2	燕市吉田ふれあいセンター	
3	燕市吉田公民館	
4	燕市吉田北公民館・燕市吉田北体育センター	
5	燕市小池公民館	
6	燕市小中川公民館	
7	燕市松長公民館	
8	燕市西燕公民館	
9	燕市川前公民館	
10	燕市中央公民館	
11	燕市東公民館	
12	燕市藤の曲公民館	
13	燕市南公民館	
14	燕市分水公民館	
体育施設（25）		施設所管課
1	サンスポーツランド分水・野球場・多目的広場	社会教育課
2	スポーツランド燕	
3	つばくろ運動広場	
4	燕市B&G海洋センター	
5	燕市ジムナスト分水	
6	燕市スポーツパーク・燕市民テニスコート・燕市少年野球場	
7	燕市粟生津屋内ゲートボール場	
8	燕市吉田テニスコート	
9	燕市吉田トレーニングセンター	
10	燕市吉田屋外ゲートボール場	
11	燕市吉田屋内ゲートボール場	
12	燕市吉田総合グラウンド	
13	燕市吉田総合体育館	
14	燕市吉田第1野球場	
15	燕市吉田第2野球場	
16	燕市吉田武道館	
17	燕市勤労者体育センター	
18	燕市国上勤労者体育センター	
19	燕市四箇村ふれあい館	
20	燕市小中川地区コミュニティセンター	
21	燕市体育センター・燕市民体育館・燕市民武道館・燕市民研修館	
22	燕市分水テニスコート	
23	燕市分水総合体育館	
24	燕市分水多目的屋内運動場	
25	燕市米納津屋内ゲートボール場	
産業観光施設（5）		施設所管課

1	燕市ふれあい交流センター	商工振興課
2	燕市燕勤労者総合福祉センター	
3	燕市吉田産業会館	
4	燕市分水ビジターサービスセンター	
5	燕市磨き屋一番館	
文化施設（4）		施設所管課
1	燕市産業史料館	商工振興課
2	燕市長善館史料館	社会教育課
3	燕市分水良寛史料館	
4	燕市文化会館	社会教育課
生活処理施設（1）		施設所管課
1	燕市せん定枝リサイクル施設	生活環境課
農業施設（2）		施設所管課
1	燕市国上農村環境改善センター	農政課
2	燕市島上農村環境改善センター	
福祉施設（5）		施設所管課
1	燕市吉田老人いこいの家	長寿福祉課
2	燕市吉田老人センター	
3	燕市分水老人福祉センター	
4	燕市障がい者地域生活支援センター	社会福祉課
5	燕市分水福祉会館	

資料3-4

